

令和6年度消費者教育推進講師派遣事業実施要領

くらし安全・消費生活課

1 趣旨

平成24年12月に施行された消費者教育の推進に関する法律に基づく消費者教育の推進にあたっては、世代に応じて、また、学校・地域社会・家庭・職場等の場の特性に配慮した取組が必要とされている。

また近年、消費者トラブルの内容が多様化・複雑化する中、本県では、消費者自らが情報を適切に選択し、活用できる判断力を身につけ、自己の判断・責任に基づいた消費行動ができる「自立した消費者」になることを目指している。

そこで、効果的な消費者教育を行っていくことを目的に、希望する者に対し、消費者問題に関する専門家等の講師を派遣し、消費者教育の推進を図る。

2 派遣の対象

消費者教育に関する研修会等を希望する者からの要請に対して、くらし安全・消費生活課が必要と判断した場合に派遣を行う。

3 実施内容・方法

実施に際しては、要請する者の希望する内容に応じて、くらし安全・消費生活課と要請する者との間で調整の上行う。

なお、講師への依頼及び謝金等の支払いは、くらし安全・消費生活課が行う。

4 実施期間

令和6年4月20日から令和7年3月31日までとする。

5 派遣の流れ

- (1) 派遣を希望する者は、様式1の申請書をくらし安全・消費生活課へ提出する。
- (2) 申請を受けたくらし安全・消費生活課は、申請内容を確認し、派遣が必要と判断した場合には、申請者と日程や希望講師等の調整を行い、派遣する講師への依頼及び日程調整を行った上で、派遣を決定し、様式2により申請者に通知する。
- (3) 通知を受けた申請者は派遣が決定した講師と細部について調整を行い、受入れ態勢を整える。くらし安全・消費生活課は必要に応じて、申請者と講師の間の調整を行う。
- (4) 研修終了時に、アンケートを実施する。なお、アンケートの内容、実施方法については、くらし安全・消費生活課と派遣を希望する者との間で調整の上行う。

- (5) 研修終了後、くらし安全・消費生活課は県の所定の基準に沿って、講師に対し謝金及び旅費等を支払う。
- (6) 研修終了後速やかに、申請者は、様式3の研修結果報告書をくらし安全・消費生活課に提出する。

6 派遣申請受付期間

令和6年4月1日から令和6年12月31日まで

※先着順のため、申請状況により、期間内でも受付終了となる場合がある。

※原則として、派遣申請受付日の2ヵ月後以降の派遣とする。

7 その他

- (1) 研修で使用する資料の印刷は、くらし安全・消費生活課が行う。
- (2) 派遣に係る講師への謝金・旅費及び有料の資料代については、原則的には、くらし安全・消費生活課で負担するが、申請者の希望により県の規定を超える講師を派遣した場合の謝金・旅費の超過分の支出及び会場設営等にかかる経費については、申請者の負担とする。
- (3) 派遣を受け入れた者は、消費者教育の取組内容の検討を行うとともに、研修等の効果を継続・普及させるため、積極的な周知や各種会議等での報告などに努めることとする。